

MAS (Monetary Authority of Singapore : シンガポール通貨監督庁) は、2016年8月、決済サービスについて、アクティビティベースの規制枠組みの導入等を盛り込んだコンサルテーション・ペーパーを公表。これに寄せられた意見を踏まえ、2017年11月、2回目のコンサルテーションを実施 (コンサルテーション期間 : 2017年11月21日~2018年1月8日)。

## アクティビティベースの規制枠組み

- 現在のシンガポールの決済分野における規制は、決済システム法 (Payment System Act) と両替・送金業法 (Money-changing and Remittance Business Act) に分断。
- FinTechの進展に伴い、両法の規制する境界があいまいになってきているとともに、いずれにも当てはまらない新たな決済業者も出現。



- 幅広い決済サービスについて、単一のライセンスの下で規制・監督すると同時に、アクティビティを類型化し(A~G)、各アクティビティに応じた規制を課す。
- その際、各アクティビティが、①マネーロンダリング・テロ資金供与、②利用者保護、③相互運用性 (Interoperability)、④テクノロジー、の中のどのリスクを有するかに応じて必要な規制のみを課すとともに、小規模な決済サービス提供者には①のリスクに係る規制のみを課す、などといったリスクベース・アプローチを採用。

※ 銀行法の規制を受ける銀行については、二重規制とならないよう、上記のライセンスの取得を不要とするほか、必要な調整規定を設ける。

